

内閣総理大臣 高市 早苗 様
防衛大臣 小泉 進次郎 様
経済産業大臣 赤澤 亮正 様

2026年4月28日

武器輸出三原則の改定と武器輸出を非戦闘目的に限定する「5類型」の撤廃に強く抗議します

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」（日本国憲法前文）

日本キリスト教婦人矯風会は、平和を願いながらも戦争に加担してしまったことへの深い反省から、戦後は日本国憲法の理念に沿い、武力に依らずに誰もが等しく安心して生きられる社会の実現をめざして活動してきました。今回、政府が殺傷能力を持つ武器の輸出を個別審査で可能とする方針へ転換したことは、平和国家としての歩みを根底から揺るがす重大な政策転換であり、決して認めることはできません。特に、日本が武器輸出の歯止めとして維持してきた完成品としての武器の輸出を非戦闘目的に限定する「5類型」（救難・輸送・警戒・監視・掃海）を撤廃して、殺傷・破壊能力を持つ戦闘機・ミサイル等の輸出を事実上解禁することは、いのちを守るという倫理に反します。

国家安全保障会議が審査し、紛争当事国への輸出は原則不可とするとしていますが、「特段の事情」による例外を認める仕組みでは、実効性ある歯止めとは言えません。また、国会が事後報告を受けるのみで実質的な統制が及ばないことは、民主的な監視として極めて不十分です。武器輸出が政権の判断だけで決められ、国会に歯止めの権限がないことは、日本国憲法をないがしろにし、民意を軽視するものと言わざるをえません。武器輸出の拡大は、国際社会における日本の信頼を損ない、地域の緊張と軍拡競争を助長します。産業構造に「死の商人」と呼ばれる利害が入り込むことは、被害を受ける人々のいのちを顧みないという姿勢の表明であり、第九条に「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを明確に定めた世界に冠たる平和憲法を持つ国としてありえません。

日本が「武器を輸出する国」へと変質することに強く反対し、今回の決定の撤回と、平和国家としての原則の堅持を強く求めます。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会